

西武当座預金キャッシュカード規定

1. カード利用

当座預金について発行した西武当座預金キャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して当座預金(以下「預金」といいます。)に預入れをする場合
- (2) 当金庫の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) 当金庫の預金機を使用して預入資金を預金口座からの振替えにより払戻し、当金庫の総合口座取引の定期預金または通帳式定期預金(対象とする定期預金の金額・種類等は、当金庫が定めるものとします。)定期積金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金に預入れをする場合。
- (5) その他預金機、支払機および振込機利用時に画面に表示される取引をする場合。

2. 預金機による預金の預入れ

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、当金庫の預金機に表示された紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、紙幣200枚、硬貨は100枚(ただし土日休日および硬貨の取扱いのない預金機は除きます。)による金額の範囲内とします。
- (3) 預金機により当金庫の窓口営業時間後に預入れた資金は、当日に支払のために呈示された手形、小切手の支払資金にはなりません。

3. 支払機による預金の払戻し

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、小切手は使用しないこととします。
- (2) 支払機による払戻しは、1円単位(ただし土日休日および硬貨の取扱いのない支払機は千円単位)とし、1回または1日あたりの払戻限度額はMSカード、ICカードは50万円、生体認証ICカードは200万円とします。
- (3) 同一日に支払機による預金の払戻しと、支払のために呈示された手形、小切手の支払をする場合にその総額が当座勘定の払戻すことのできる金額をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
- (4) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. 預金機による定期預金等の預入れ

当金庫の預金機を使用して預入資金を預金口座から振替により払戻し、定期預金、定期積金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示に従って、預金機に預入預金通帳を挿入したうえ、画面表示の操作手順によりカードを挿入し、届出の暗証番号・金額を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、小切手の提出は必要ありません。

5. 振込機による振込

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、小切手の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1日の振込限度額は200万円(生体認証ICカードの場合は1,000万円)とします。

6. 自動機利用手数料等

- (1) 預金機または振込機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫所定の方法により表示する預金機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫所定の方法により表示する支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、小切手なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、小切手なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

7. 預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。なお、定期預金についてはこの取扱はしません。
- (2) 停電、故障時等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、定期預金についてはこの取扱はしません。
- (3) 前記第1項、第2項による預入れおよび払戻しをする場合には、所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 当金庫の支払機等が停電、故障等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

8. カード・暗証番号の管理等

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が代表者に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は法人または代表者の電話番号等の他人に類推されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに代表者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

9. 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明し

た場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

10. 盗難カードによる払戻し等

(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。

②当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。

③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

A. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合。

B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合。

C. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合。

11. カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または法人名、代表者名、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. カードの再発行等

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の発行手数料をいただきます。

13. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

14. 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当金庫に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを契約店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、契約店の窓口において当金庫所定の代表者確認書類の提示を受け、当金庫が代表者であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①第15条に定める規定に違反した場合。
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合。
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合。

15. 譲渡、質入れの禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定(一般用)、当座勘定規定(個人当座用)、および西武振込規定により取扱います。

17. 規定の変更等

- (1) 本規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上